

若者の消費者トラブルに注意!

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。

もう「儲かる話」

「副業サイト」



★「うまい話」に注意! よくわからない時は、契約をしないようにしましょう

「脱毛・痩身エステ」

「美容医療」



★契約はその場で決めない
契約を急がせる場合は特に注意しましょう

「出会い系」

「デート商法」



★知らない人からの甘い言葉には返信しないようにしましょう

「定期購入」

ネット通販トラブル



★通販にクーリング・オフ制度はありません。
契約内容は注文前に必ず確認しましょう

「その契約」不安があったらすぐ相談!!

消費者ホットライン ☎ 局番なし 188 いやや 最寄りの消費者生活相談窓口につながります

または 鎌倉市消費生活センター (0467-24-0077) へ

「考えよう！大人になるとできること、気を付けること」
”～18歳が大人に～“

※毎年5月は消費者月間です



若者に多い消費者トラブルについて見てみよう！

◆新成人が巻き込まれやすいトラブルについて、下記の情報サイトで紹介していますのでご覧ください。(動画もご覧いただけます)

若者向け情報サイト
(神奈川県)



保護者向け情報サイト
(神奈川県)



◆最近の消費者トラブルの相談事例や対処法を知りたい。
(LINEの友達登録もできます)

国民生活センター
公式SNS



身近な消費者トラブルQ&A
(国民生活センター)



よくある消費者トラブル
(神奈川県)



◆クーリング・オフ、消費者保護の法律、消費者教育について知りたい。

クーリング・オフについて
(神奈川県)



法律について
(消費者庁)



消費者教育について
(神奈川県)



商品やサービスの契約トラブル等は「鎌倉市消費生活センター」にご相談ください

- ◆相談時間 9:30～16:00(月～金) 祝日・年末年始は除く 電話または来所
- ◆電話 0467-24-0077(直通) 土・日・祝日は 消費者ホットライン ☎ 188 へ
- ◆場所 本庁舎 1階 44番窓口

